

# 江田島市空家等対策の取組状況について

「江田島市空家等対策」（平成29年度～令和3年度）に基づく、空家等対策の取組状況（令和4年3月末現在）

居住中・空き家（全般）	空き家（利活用可）	除却	跡地利用	
総合的対策・啓発	利活用・適正管理の促進	管理不全の解消	跡地の活用	
<p>◎空き家相談窓口（H27～） 空き家のことで気軽に相談できる窓口を都市整備課内に設置。 （累計496件）</p> <p>◎空き家講演会等の開催（H27～） 空き家問題を市民に考えてもらうため、「空き家対策講演会」を開催。 （累計3回）</p> <p>◎空き家かわら版（啓発チラシH29～）  市民に空き家に対する興味・関心を持ってもらうため、広報チラシを配布。 （累計10回） （第1号）平成30年2月広報</p> <p>◎空き家の登録制度 ※（H30～） 所有者などに空き家を登録していただき、この登録内容に基づきデータベースの内容更新。 （累計318戸）</p>	<p>◎空き家バンク（H19～） 空き家の賃貸・売却を希望される方から登録の申し込みを受けた物件情報を、江田島市のホームページで公開。  空き家バンクイメージ図</p> <p>◎空き家活用モデル事業（H30～） 市が空き家を直接借上げ、改修した後に希望者へ貸出。 （累計2戸）  空き家活用モデル事業チラシ</p> <p>◎空き家購入補助（H30～） 空き家への居住又は活用を促進するため、市内の空き家購入する際に要する経費の一部を補助。</p>	<p>◎空き家相続登記等補助（H30～） 空き家の適切な登記を促進するため、相続登記費用の一部を補助。令和元年度から未登記の空き家の登記も補助対象。 </p> <p>◎DIY用具・材料購入補助（H30～） 空き家活用を促進するため、空き家を購入又は借り受けてDIYで修繕する際の工具や材料の購入に要する費用の一部を補助。 </p> <p>◎空き家修繕補助（R元～） 移住・定住を促進するため、空き家に居住又は空き家バンクに登録する者が空き家の修繕に要する費用の一部を補助。</p>	<p>◎危険家屋除却費補助（H25～） 老朽化した空き家の倒壊を防ぐため、危険家屋の条件を満たす空き家の除却費用の一部を補助。</p> <p>◎空き家除却支援補助（H30～） 老朽空き家の除却を促進するため、市内事業者を利用した空き家の除却費用の一部を補助。</p> <p>◎安全対策の措置通知（H20～） 近隣の空き家が管理されていない等、安全対策などの相談があった場合、職員が状態を確認し、所有者に危険箇所などを通知。 （累計295件(実数191戸うち解決108戸)） </p> <p>◎特定空き家等の認定等（R元～） 安全対策通知を送付しても改善が見られない危険な空き家について、特定空き家等の認定調査を行い、専門家意見も聞きながら認定し、必要に応じ法律に基づく措置を順次実施。（累計2件）</p>	<p>◎除却後跡地適正管理補助（H30～） 空き家除却及び跡地の利活用の促進のため、次のいずれかの方法で跡地を適正に管理する場合、その費用の一部を補助。 ① 除却後の跡地に本市の特産物であるオリーブ・みかん・レモン・イチジクの苗木を植え、適正に管理。 ② 除却後の跡地をアスファルトやコンクリートなどで舗装し、適正に管理。 </p>

※ 空き家の登録は、半年以上、居住実態のない（長期入院などを除く）ことが条件。

空き家バンクへの登録と異なり、行政内部での情報利用で、公表等を行わない。

空き家の登録を事前に行えば、各種補助制度が利用可能。

補助名称	補助対象経費	上限金額	補助率	～H29 H30 R1 R2 R3 合計						対象者	事業者
				～H29	H30	R1	R2	R3	合計		
空き家相続登記等補助	空き家の相続登記費用	10万円	10/10	—	1	10	9	11	31	空き家所有者又は相続人	
空き家購入補助	空き家の購入費用	30万円	3/10	—	3	11	12	19	45	市内在住で空き家を購入予定の者	
DIY用具・材料購入補助	空き家をDIYで修繕する際の用具・材料の購入費用	5万円	10/10	—	0	3	5	6	14	空き家の所有者又は賃借人	市内に限る
空き家修繕補助	空き家の修繕費用	30万円	3/10	—	—	3	9	11	23	修繕後に居住又はバンク登録予定の者	市内に限る
危険家屋除却費補助	危険家屋の除却費用	30万円	3/10	22	2	3	1	1	29	危険家屋(危険度判定100点以上)の所有者等	市内に限る
空き家除却支援補助	空き家の除却費用	10万円	1/10	—	13	14	8	12	47	空き家所有者又は相続人	市内に限る
除却後跡地適正管理補助	空き家除却後の跡地の適正管理(植樹・舗装)費用	(植樹) 3万円	(植樹) 10/10	—	1	0	0	1	2	空き家の除却後に植樹又は舗装し、跡地を適正管理する者	
		(舗装) 10万円	(舗装) 1/2	—	0	3	0	1	4		